



ROTARY CLUB OF YATSUSHIRO MINAMI BULLETIN

◇創立 昭和51年3月9日 ◇承認 昭和51年3月18日 ◇日本RC承認順位 1305番

◇例会日 毎週火曜日 ◇例会場 八代グランドホテル 八代市旭中央通り10 年度No. 4

会長 西崎 徳彦 幹事 柳 口 崇 編集者 市野 誠也 令和元年8月6日発行



ロータリーは世界をつなぐ ROTARY CONNECTS THE WORLD

2019-2020年度
RI会長
マーク・ダニエル・マローニー
Mark Daniel Maroney

7月23日例会（第2091回）記録

司会 飛石SAA

四つのテスト 唱和

歌 国歌「君が代」

Rソング「奉仕の理想」

来訪者 松中敏治君（八代）

連続出席表彰

連続出席 38年 中川会員

連続出席 9年 小林会員

2年 野尻会員

1年 中道会員・塚本会員

通算出席 21年 宮川会員

会長の時間 西崎会長

本日で今年度第4回目の例会です。皆様も例会の会長の時間で、どのような話をするか楽しみにされているのか。そうでないのか。聞く側の考えも様々だと思います。会長を受けるにあたって2720地区の勉強会でも、会長の時間の原稿作りに不安を感じているという意見が多かっ

8月13日の例会	8月20日の例会
休会	会員増強フォーラム 会員増強委員会
VSOP今年度累計	33,384円

たです。その中で、月に約4回ある例会の1つを「ロータリーの友」からの感想や意見を取り入れると良いという御意見を頂戴いたしました。本日は、ちょっとだけロータリーの友よりお話しいたします。

まず、58pに地区別クラブ数・会員数一覧表が掲載されております。2720地区はRC数が75、会員数が2,492人（2019年4月末現在）です。日本の地区合計が34地区・RC数が2270クラブ・会員総数が89,553人です。新クラブが2つございまして、鹿児島令和（2730地区鹿児島県）会員数30人、富田林（2640地区大阪府）会員数35人。このクラブは、富田林RCと富田林南RCが

出席報告 里副委員長				欠席会員名		マークアップ済会員名		
本日の出席	会員総数	49名	出席率	岡村・猪股・久原・城戸・北岡・清田・園川・下田・澤田・鮫島・坂本・豊岡・富・塚本・長鋤・續・中道・松岡・守田・三枝崎・宮田・毛利・湊田	計	23名	山口（7/9理事会）	
	出席会員数	24名						
	当日分マークアップ済会員数	1名						
	計	25名						52.08%
7/9の修正	7/9の出席会員数	31名	出席率	野尻（7/18八代東）	計	1名		
	補填会員数	1名						
	計	32名						66.67%
昨年	月出席会員数	名	%		計	1名		
他出席会員名 マークアップ	出席免除：西田会員						計	0名

合併したクラブです。

次に、右開きのページについてです。ROTARY AT WORKが22pより紹介されております。全国のロータリークラブの皆様が、それぞれの社会奉仕活動や青少年奉仕活動の事業が報告されております。非常に参考になり分かりやすかったです。

次に左開きのページです。今回は、RIのマーク・ダニエル・マローニー会長のメッセージと会長の紹介等から始まり、各地区のガバナーの活動方針が記載されております。43pに「ロータリーの日本100年史」について掲載されております。RI会長の三つの名言として「奉仕こそわがつとめ」「手をさしのべよう…」「世界でよいことをしよう」等の紹介がされておりました。

はじめて、「ロータリーの友」を全部近く読みました。まだまだ、勉強不足ですので報告だけです。この1年が満了するときには、少しでも感想が言えるように精進いたしますので、宜しくお願い申し上げます。

幹事報告 柳口幹事

1. 例会変更・取り止め

・八代北RC

8月16日(金)はクラブ定款第8条第1節に基づき取り止め。

8月23日(金)は「氷川町地蔵祭例会」の為、8月24日(土)に変更。

・八代RC

8月14日(水)は定款第8条第1節に基づき取り止め。

8月21日(水)は「西金山来訪歓迎例会」の為
日時：8月23日(金) 18:30～

会場：セレクトロイアル八代

2. ガバナーより、地区大会プログラム登録申込書送付→回覧

3. ガバナーより「前岡パストガバナー」のご逝去のお知らせ→回覧

4. 日韓親善委員会より「第15回ロータリー日韓親善会議2019」のご案内→回覧

日時：9月28日(土) 13:40～

会場：仙台国際センター 大ホール

登録料：20,000円

5. 地区青少年奉仕より2019～2020年度RYLA受講者募集について→回覧

スマイルBOX 上原委員長

中川会員：先週の例会時、私はロータリーに加入以来、38年間の連続出席表彰とバッジを戴きました。ありがとうございます。健康だったと思います。

野尻会員：3年連続出席目指して頑張ります！

上村会員：結婚記念日のお祝いありがとうございます。

山本会員：昨夜、大津で「金之助」の歓迎会を開いてもらい、大勢の皆様で盛り上がりました。

淵上会員：本日の卓話者、山本雅子様へ感謝してスマイルします。

ロータリー財団委員会 松嶋会員

VSOPに寄付

氏名	今回の寄付金額
淵上会員(クラブ上海)	2,500円

米山奨学金委員会 松嶋会員

氏名	寄付金
野尻会員	1,000円

卓話 若者が成長する為に 山本会員

昨夜、大津町の「金之助」の歓迎レセプションを開いていただいた。青年会議所、シニア会、商工会、飲食店組合、観光協会、商店街繁栄会、肥後大津ロータリークラブ会長、中島さま他、肥後銀行の塚崎さまetc.と会った。

・S27年8月30日生まれ、主人70歳、長女46歳、長男43歳、長男は当社で専務。

・1977年11月 42年前、スナックとして本町に主人と二人で開店。

・2005年7月 代表を主人から替わり「ダイニングバー漱石」移転リニューアルオープン。

・2007年1月 株式会社設立。

・八代市内に飲食店3店舗と弁当屋を1店舗。

・熊本駅構内にイタリアンと熊本の街中に居酒屋。光の森に居酒屋と大津に8月にオープンします。

・現在社員34名、パートアルバイト84名

○経営理念

「食で心を豊かに」

地域で一番ありがとうございますを伝えます

地域で一番誠実に行動します。

地域で一番清潔なお店です。

「食で心を豊かに」

当社は食に関する職業を通じて、

会社も利益を上げ豊かになる。
スタッフも働くことで経済的に豊かになる。
仕事を通じて学ぶことで豊かになる。
仲間やお客様を通じ人脈が豊かになる。
地域で柱になる飲食店になり地域を豊かに
する

○教育

飲食店の仕事の基本を教えることで社会生活に必要な事を身に付けさせる。

あいさつ、言葉遣い、身だしなみ、清潔、チームワーク、朝礼、倫理法人会の「職場の教養」「経営理念」「連絡事項」「発声練習」「ハイタッチ」バイトも必ず日報記入、店舗ミーティング、エリアミーティング、本部会議、アテンションカードの携帯と読み合わせ。

毎月発行の社内報で日報の掲載、必要知識、理念の深掘り。管理職の育成、責任を持たせる「任せるとほったらかしは違う」。すべき事を明確に伝える「店長塾」を開催、塾長は現在私だが、管理職に移行予定。任せているが、行っている事は、常にチェック、管理職には厳しく、バイトさん若手社員には、常にほめ言葉と有難うと目いっぱい笑顔で接する。

仲間同士やお客様に常に笑顔で接する為には、自分が目いっぱい笑顔でいる事。「言ってるんですけど～」は出来てないなら伝えていない、出来ないのではなく指導が出来てない、相手に理解できる言葉で伝えたのか、教える伝える、繰り返し、繰り返し、常に新しい子が入ってくるので、いつも振り出しに。

日報記入、特に新人さん、バイトさん、店長の励ましの返事、成長と正比例、いい手本をど

う全店、全員に広げていくか。

まだまだ課題は山積み、そして常に新たに出てくるが来年の12月社長交代、課題は一緒に考えながら、引き継いでいく。



卓話 山本会員



連続出席 野尻会員



連続出席 中川・小林・宮川の各会員



卓話 山口会員 (7/16)



卓話 市野会員 (7/16)



卓話 神薊会員 (7/16)

ロータリー情報 坂本委員長

2019年規定審議会 審議に関する報告書

規定審議会地区代表議員 赤山 武興

2019年規定審議会で採択された制定案の内、クラブに関係のある制定案について、重要と思われる改正を、提案された順番で以下に述べさせていただきます。

なお、「クラブ定款」と記した部分は、改正後の定款の条です。

①クラブ会長の任期を改正する件

(制定案19-22、クラブ定款第11条第5節)

クラブ会長に空席が生じた場合、現職の会長が無期限でその役職に留まることを強制されるべきでないため、会長の任期を就任日から最大2年間に制限するという提案です。小規模なクラブでは、このようなことが生じる可能性があるため、これを救済しようとするものです。

②クラブの年次総会において予算と年次報告の発表を求める件 (制定案19-24、クラブ定款第7条第2節)

クラブの年次総会で役員を選挙するだけでなく、予算の執行状況と昨年度の年次報告を行う事が追加されました。

この制定案には議場から修正案が提出され、その修正案についての提案内容の説明について日本語への同時通訳に不明な点があり、改正後のクラブ定款が発表になった際に、字句の変更があると思われます。

③クラブの名称または所在地の変更の通告期間を延長する件 (制定案19-26、クラブ定款第19条第2節)

クラブの名称または所在地の変更は、クラブ定款の中で、唯一クラブで変更できる規定です。クラブが変更する際の会員への通知期間が、これを議する例会の10日前から21日前に延長されました。現在、クラブは月に最低2回の例会を開けばよいことになっていますので、改正案の通知期間を21日前に延長すべきとの提案が採択されました。

④欠席のメイクアップに関する規定を改正する件 (制定案19-35、クラブ定款第10条第1節(c))

欠席した例会の前後2週間以内というメー

クアップの期間が、同年度内に変更されました。この変更により、年度の初めにメイクアップして溜めておくことが出来るようになりました。

⑤クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (制定案19-39、クラブ定款第9条)

旧ロータリークラブ定款第11条第2節と第15条第5節(e)の規定が、全文削除されました。

この改正により1業種5名の会員という制限がなくなりました。ただし、クラブ定款第9条第2節-クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。として、このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。という規定が追加されましたので、特定の業種だけのクラブは理論的に設立できないと解します。

上記は今回の規定審議会で採択された制定案の中から、クラブに関係すると思われる制定案について記載しました。この他にも多くの改正がありましたので、上記のクラブに関係する部分やその他の改正内容についてご質問がございましたら、地区事務所にお問い合わせ下さい。後日担当者から回答させていただきます。

2016年規定審議会で、クラブ定款の例外規定をクラブ細則で定めることが出来るようになりましたが、これらの規定によりクラブ細則を変更されたクラブは、クラブ定款の条番号が変更になりましたので、クラブ細則の変更手続きが必要になります。これらの手続については、クラブで独自に変更して下さい。どのように変更すべきか等の疑問がございましたから、地区事務所にお問い合わせ下さい。お問い合わせの際はクラブ細則をお送りください。後日担当者から返信します。

以上、規定審議会の審議に関する報告とします。